

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)

# よくある質問 Q&A

---

家庭における熱の有効利用促進事業

Ver. 1.00

## よくある質問 Q&A 目次

1. 助成金制度について	Q.101～Q.111	P.1
2. 助成対象住宅について	Q.201～Q.207	P.4
3. 助成対象機器について	Q.301～Q.304	P.6
4. 申請方法について	Q.401～Q.413	P.7
5. 共同申請（リース活用）について	Q.501～Q.505	P.10

## 1. 助成金制度について

### Q101

国や他の自治体等の助成金との併用は可能ですか？

### A101

可能です。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金とは併用できません。

### Q.102

本年度予算約 12 億円に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか？

### A.102

会社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。（予算額の達成により受付ができなかった申請については、令和 3 年 4 月 1 日以降に再度申請をしてください。）

なお、予算の範囲を超える見込みであると判断される場合には、クール・ネット東京のホームページにて、事前にその旨をお知らせいたします。

### Q.103

既に対象機器を設置しているのですが、設置後の申請は認められますか？

### A.103

本事業では、原則、対象機器の設置前に助成金の申請を行うこととし、対象機器の設置に係る領収書に記載された日付（領収日）が、令和 2（2020）年 4 月 1 日から令和 4（2022）年 9 月 30 日までのものが対象となります。

ただし、交付申請時に対象機器の設置が完了しており契約書の日付が令和 2（2020）年 8 月 31 日までの場合は、令和 2（2020）年 9 月 30 日までに交付申請書と実績報告書を同時に提出することで設置後の交付申請を認めます（令和元年度以前の契約日のものは、令和 2 年 8 月 31 日までに設置が完了しているもののみ対象となります）。詳細は、「助成金申請の手引き」3 ページ及び 7 ページ、13 ページをご確認ください。

### Q.104

売買契約は交付決定後でないと締結できないのですか？

### A.104

本事業では、原則、交付決定後の売買契約締結となります（交付決定日と同日の契約締結日は認められません）。

ただし、令和 2（2020）年 4 月 1 日から令和 2（2020）年 8 月 31 日までに売買契約若しくはリース契約を締結する場合又は対象機器の設置を行う場合は、交付決定前の契約締結を認めます。詳細は、「助成金申請の手引き」2 ページ及び 3 ページ、7 ページ、13 ページをご確認ください。

なお、契約後、交付申請時に設置後（領収済み）の場合は、Q.103 にも記載ある通り令和 2（2020）年 9 月 30 日までに交付申請書と実績報告書を同時に提出ください。交付申請時に未設置（領収前）の場合は、令和 4（2022）年 9 月 30 日までに実績報告書を提出ください。

**Q.105**

対象機器を設置した建売戸建住宅を販売する事業者ですが、販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか？

**A.105**

可能です。販売前の住宅については、重要事項説明書案を添付の上、対象機器を設置する建物ごとに助成金交付申請書（法人用）（第3号様式）を用いて申請してください。

また、販売業者（以下「住宅供給事業者」）が助成対象機器を設置した新築分譲住宅を販売した後は、助成対象機器の所有権移転後30日以内に助成対象機器等所有者変更届（第15号様式）を提出してください。

**Q.106**

住宅供給事業者による申請の場合、住宅供給事業者は、対象機器の管理・処分等について、新築分譲住宅等の買主に対して、重要事項説明書により説明することとされています。説明にあたって注意する点はありますか？

**A.106**

住宅供給事業者の方には、新築分譲住宅等の買主となる方に対し、公社が重要事項説明書に記載を求める内容について十分な説明を行っていただくとともに、買主の同意を得た上で対象機器を設置した住宅に関する売買契約を行ってください。

以下の内容を踏まえ、買主に対する説明を行っていただくようお願いします。

- ・住宅供給事業者においては、マンション・建売戸建住宅等（以下「新築分譲住宅等」という。）にあらかじめ対象機器を設置する際の投資負担軽減が可能となります。その結果として、対象機器を含む住宅の販売価格上昇を一定程度抑制することが可能となるため、都民にとって、対象機器を導入しやすい環境が一層広がるものと考えられます。
- ・助成金の交付を受けた対象機器は、法定耐用年数の期間内において、対象機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主の責任により、適切に使用・管理していただく必要があります。なお、対象機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主が法定耐用年数の期間内に廃棄等の処分を行う場合は、当該所有者が財産処分の手続きを行い、助成金の一部を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

**Q.107**

交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか？

**A.107**

必要に応じて行う場合があります。

**Q.108**

ローン契約やクレジット契約の場合、助成の対象になりますか？

**A.108**

助成金の交付対象者は、新たに設置した対象機器の所有者です。したがって、ローン契約やクレジット契約であっても、対象機器の所有者が対象機器の設置費用を支払ったことを領収書により確認することができれば、助成の対象になります。

ただし、領収書は、対象機器の販売を行った者が発行したものである必要があります。クレジット契約やローン契約等の理由により収入印紙の貼付がない場合は、領収書にその旨を明記ください。なお、明記がない場合は領収書と併せてクレジット契約等の写しを提出願います。※電子領収書で収入印紙がない場合も、電子領収書であることを明記してください。

**Q.109**

対象機器の設置に係る工事費は、助成の対象となりますか？

**A.109**

助成対象機器の設置に関する工事費は対象となります。

**Q.110**

工事費には何が含まれますか？

**A.110**

太陽熱利用システム、地中熱利用システム共に助成対象経費の一覧がございますので「助成金申請の手引き」7、8ページをご参照ください。

**Q.111**

助成金交付申請書（第1号～第4号様式）の〈同意事項〉に対する同意を証明するために必要となる署名・捺印は必須ですか？

**A.111**

自筆による署名と朱印の捺印（認印可）が必須です。署名の際には、鉛筆や消えるインクのボールペンでの記載は不可です。公社が助成金交付申請書を受理するに当たって、助成申請者及び手続き代行者の方々には、当該申請書3/3ページの〈同意事項〉に同意いただく必要があります。この同意事項への同意は、申請内容に虚偽の記載がないこと、設置した対象機器を適切に管理すること等について誓約いただくことを目的としています。申請書類等において虚偽の記載等があった場合や、申請時の同意事項に反する行為が行われた場合は、助成申請者に対して、助成金の返還を求めることがありますので、その点を十分に認識いただいた上で、申請をお願いします。

## 2. 助成対象住宅について

### Q.201

二世帯住宅で、太陽熱利用システムを親世帯と子世帯に設置する予定です。それぞれの世帯ごとに申請は可能ですか？  
なお、電灯契約はそれぞれ締結しています。

### A.201

電灯契約が世帯ごとに締結されているのであれば、申請可能です。ただし、申請書は別々で提出する必要があります。  
(1 申請書にまとめて提出することはできません。)

### Q.202

対象機器を設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の申請者（対象機器の所有者）は別の人物です。  
この場合、住宅の所有者（居住する夫婦）2名が、設置を承諾した旨を証明する書類を提出する必要はありますか？

### A.202

承諾を証明する書類を提出いただく必要はありません。ただし、対象機器を設置する住宅の全ての所有者が、その設置について承諾している必要があるため、助成申請者及び手続き代行者は、全ての住宅所有者の設置承諾が得られていることを確認した上で、助成金交付申請書（第1号～第4号様式）3/3 ページ〈同意事項〉へ署名・捺印を行ってください。署名の際には、鉛筆や消えるインクのボールペンでの記載は不可です。公社は、〈同意事項〉の署名・捺印で、設置に対する承諾が得られている旨を確認します。

### Q.203

都民ですが都外に別荘があります。この別荘に対象機器を設置した場合、助成の対象になりますか？

### A.203

本事業の対象にはなりません。本事業では、都内に設置されたものが助成対象になります。したがって、都民であっても、都外に設置したものは助成の対象外となります。

### Q.204

助成金の申請者が、対象機器から供給される熱を利用する住宅（助成対象住宅）に居住していない場合でも申請はできますか？

### A.204

対象機器の所有者（領収書の宛名欄に記載された者）であれば申請は可能です。このため、助成金申請者が単身赴任等の理由で当該住宅に居住していない場合でも、申請は可能です。申請者（対象機器の所有者）が、対象機器を設置した住宅に居住しているかどうかは、助成要件ではありません。

**Q.205**

個人又は法人の賃貸オーナーが所有する賃貸住宅の専有部分に対象機器を設置する場合、個人又は法人が社宅とする賃貸住宅は、助成対象となりますか？

**A.205**

対象となります。申請者は、個人申請用又は法人申請用の申請書により申請を行ってください。また、設置後は、対象機器の所有者である個人の賃貸オーナー又は法人が、法定耐用年数の間、管理を行ってください。

**Q.206**

モデルハウスに熱利用機器を設置しましたが、助成対象となりますか？

**A.206**

モデルハウスへの設置は事業使用となるため、助成対象外です。

**Q.207**

マンションの共有部分に対象機器を設置する場合、申請できますか？

**A.207**

共有部分は対象外です。

### 3. 助成対象機器について

#### Q.301

中古品は対象となりますか？

#### A.301

中古品は助成対象となりません。

#### Q.302

地中熱利用システムの定格 COP 値は「暖房時定格 COP」、「暖房時安定時 COP」のどちらを指していますか？

#### A.302

「暖房時定格 COP」を指します。記載がない場合は、定格暖房能力 (kW) / 定格暖房消費電力 (kW) で求められます。

#### Q.303

助成金交付申請時に記載する購入予定金額には定価を記載してよろしいでしょうか？

また、工事費は含むのでしょうか？

#### A.303

定価、見積額と助成対象経費は直接関係しません。このため、交付申請時の助成対象経費は、見積りの金額をもって確認させていただきます。

また、機器設置に係る工事費は助成対象経費に含みます。

#### Q.304

助成金の交付を受けた後、対象機器を設置した住宅から転居する場合、対象機器の管理はどうなりますか？

#### A.304

本助成金は、対象機器について、対象機器設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間内において、保有義務を含む善管注意義務があります。その間に、転居等に伴い、対象機器の所有者が変わる場合には、第15号様式「助成対象機器等所有者変更届」を会社に提出する必要があります。その際、助成金交付に伴う義務は全て新たな所有者に移転することになります。



## 4. 申請方法について

### Q.401

新築家屋とあわせて対象機器を購入するのですが、実績報告書に添付する領収書は、家屋と対象機器の合計額が記載されているものでいいですか？

### A.401

領収書は発行されたものをご提出ください。ただし、領収書と併せて提出していただく内訳書には、申請者が対象機器を購入したことが分かるよう、対象機器設置場所住所、対象機器の機器本体額（税抜）、工事費（税抜）の明細、メーカー名及びシステム型番、製造番号等が記載されている必要があります。住宅販売会社等に作成を求めた上で、申請添付書類としてご提出ください（「助成金申請の手引き」39、40ページ参照）。

### Q.402

提出必須の領収書の内訳ですが、公社のホームページに掲載されている様式を必ず使用しなくてはならないでしょうか？

### A.402

公社のホームページで公開しているひな形「対象機器に関する領収書の内訳について」を使用し、内容を不足なく記載してください。

### Q.403

地中熱利用システムの提出書類にある系統図はどういったことが記載されているものでしょうか？

### A.403

クローズドループ型と分かるように図示されており、加えて熱の流れも図示されている必要があります。  
水平埋設型の場合は、採熱工法を、垂直埋設型の場合は、採熱工法と部材名称の両方を記載してください。  
なお、記載方法等、ご不明点があればお問合せください

### Q.404

熱利用システムが交付要綱に適合するかを証明する提出書類リストの中に、製品カタログ等の写しとありますが、等とはどういったものが含まれますか？

### A.404

製品カタログの他に、製品仕様書やホームページの製品紹介ページ等が含まれます。

### Q.405

太陽熱利用システムのカタログを確認すると、本体構成機器の中にリモコンも含まれています。リモコンは対象になりますか？

### A.405

補助熱源機以外の本体構成機器は「リモコン」も含めて助成対象となります。詳細は提出いただいたカタログ等にて確認します。

**Q.406**

申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？

**A.406**

同時に複数件申請する場合は、一つの封筒にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず1申請ごとにクリップ止める等分けて入れて下さい。また、必ず申請数と申請者名がわかる一覧表を添付して下さい。

**Q.407**

交付申請の審査状況について教えていただけますか？

**A.407**

審査状況はお教えすることはできかねます。審査結果につきましては、文書にて申請者に通知します。

**Q.408**

申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？

**A.408**

公社が申請書を受け付けてから、通常、2か月から3か月程度で交付決定通知書を送付します。ただし、申請の混雑状況や内容に不備がある場合は3か月以上かかる場合もありますのでご了承ください。

また、実績報告書を受け付けてから4か月から5か月程度で助成金確定通知書を送付します。確定通知後、約3週間後に指定口座に助成金をお支払いします。

**Q.409**

契約当事者（販売会社）以外が代行者になることは可能でしょうか？

**A.409**

特に手続代行者に対する制限はありません。ただし、手続代行者は申請の窓口となりますので、責任を持って申請してください。

なお、手続代行者が、交付要綱等の規定による手続を遂行しない場合、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることがありますので、ご注意ください。

**Q.410**

助成金振込先として、気を付ける点はありますか？

**A.410**

口座名義は申請者と同一にしてください。なお、定期預金口座には振込が出来ませんのでご注意ください。

**Q.411**

新築マンションの管理会社ですが、未だ管理組合における理事長を選任する総会が開かれておらず、代表者が存在せず、管理組合法人も未設立です。対象機器については、管理組合の所有となること、マンション契約時の重要事項説明書に記載済みです。この場合、管理組合による設置の承諾が得られていれば、管理会社による申請は可能でしょうか？

**A.411**

助成対象者は、助成対象機器を所有する者を対象としていますので、対象機器を所有せず、管理等を担われている管理会社による申請は出来ません。管理組合の代表者又は管理組合法人による申請を行ってください。

**Q.412**

太陽熱利用システムと地中熱利用システムを導入する予定です。太陽熱利用システムについてはリース契約を活用し、地中熱利用システムについては個人で購入する予定です。

この場合、助成金の申請を行うことはできますか？

**A.412**

リース契約による設置も助成金交付の対象となります。太陽熱利用システムの所有者であるリース事業者が助成金申請を行い、助成金はリース事業者に交付されます。

リース事業者による申請は、助成金交付申請書（個人（共同申請）用）（第2号様式）を用いた使用者との共同申請となりますので、ご注意ください。

**Q.413**

手続き代行事業者ですが、申請書 3/3 <同意事項署名欄> 「担当者の自筆による署名欄」については、担当者氏名の自署に代えて氏名ゴム印での押印は認められますか？

**A.413**

助成申請者、手続き代行者、対象機器使用者、対象機器所有者（リース事業者）のいずれの署名についても、担当者氏名欄は、原則自筆による署名と捺印（朱印）を要します。なお、事業者名欄（〇〇株式会社等）についてはゴム印での押印を可としています。（署名の際は、鉛筆や消えるインクのボールペンでの記載は不可です。）

ただし、以下の手続きを行っていただいた事業者につきましては、特例として、「手続き代行者」及び「対象機器所有者」（リース事業者）の担当者氏名欄を、自署に代えて氏名ゴム印の押印で提出することができます。なお、当該氏名ゴム印を使用する場合であっても、担当者の捺印（朱印）は必要です。

・「使用印鑑届」（会社代表の押印があるもの）及び「代表者印の印鑑証明書」の提出  
使用印鑑届は、「会社担当者自署に代えて捺印する印鑑及び担当者名」を証明するもので、会社代表者印の押印があるものとします。当助成金ホームページの様式ダウンロード

（[https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/heatutilization\\_machine/download/](https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/heatutilization_machine/download/)）を参照してください。

## 5. 共同申請(リース活用)について

### Q.501

リース後に所有権の移転は出来ますか？

### A.501

リース後の所有権の移転は可能です。法定耐用年数の期間内に、助成対象機器の所有権を移転した場合には、移転後 30 日以内に、助成対象機器等所有者変更届（第 15 号様式）を提出してください。

### Q.502

リース期間終了後、使用者に販売オプションはつけることができますか？

### A.502

リース期間終了後であれば可能です。法定耐用年数の期間内に販売オプションをつけた場合は、所有権が移転するため、移転後 30 日以内に、助成対象機器等所有者変更届（第 15 号様式）を提出してください。

### Q.503

リース契約を途中解約する場合は、どうすればいいですか？

### A.503

原則、途中解約は認めておりません。

本助成金の交付条件として、法定耐用年数の期間において、適切に管理・使用していただくことを条件としています。やむを得ずリース契約の解約が生じる場合の手続きについては個別に対応いたしますので、公社までご連絡ください。

### Q.504

リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？

### A.504

申請の主体は、「所有者」であるリース事業者になります。

### Q.505

リース料金は、どのように算出すればいいですか？

### A.505

元金（助成対象経費）から、助成金相当分を減額した金額で算出してください。なお、本体機器費相当額を確認するため、リース事業者が対象機器を購入した際の領収書等の購買証明書類を提出いただきます。